

## 令和4年度広域マーケティング事業募集要領

本募集要領は、避難地域12市町村等の交流人口拡大に繋がる来訪者の呼び込みに向けた、地域のマーケティング調査・分析による担い手への支援体制の構築や地域一体となった情報発信等を通して、広域的な連携を促進することを目的とした広域マーケティング支援事業の補助金交付候補者の選定のための募集要領となります。

### 【募集期間】

令和4年8月19日（金）～9月9日（金）午後5時必着

### 【応募書類の提出先・提出方法】

福島県 観光交流局 県産品振興戦略課

### ●電子メールの場合（電子メールアドレス）

[trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp](mailto:trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp)

### ●郵送の場合（住所）

〒960-8670 福島県杉妻町2番16号

### 【応募に関する問合せ先】

福島県 観光交流局 県産品振興戦略課

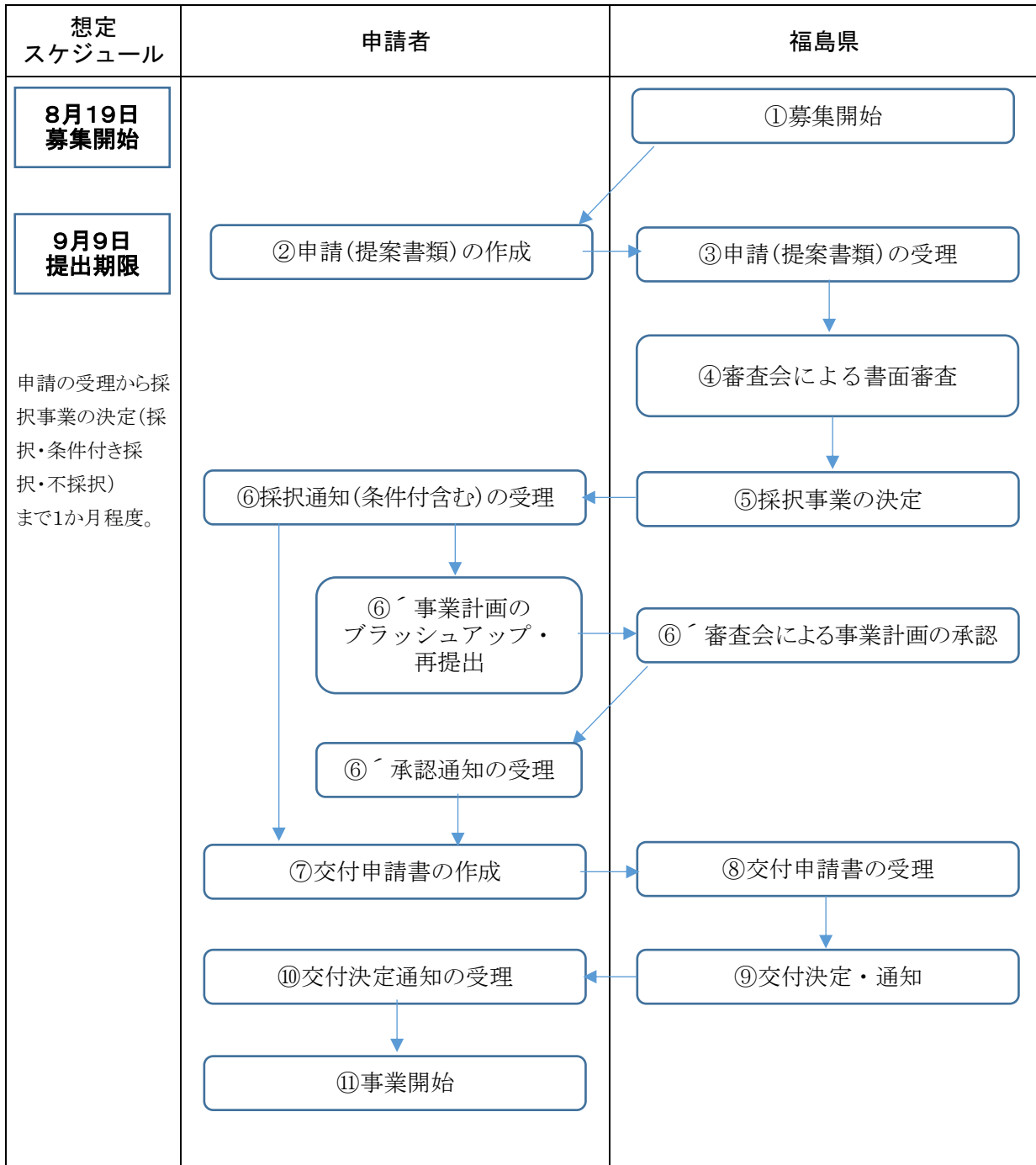
電話：024-521-7296

電子メール：[trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp](mailto:trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp)

### 【注意事項】

- ・ 本募集要領の不明な点については、事務局までお問い合わせください。
- ・ 申請書はメールでの提出といたします。ただし、困難な理由等があれば、書類での郵送も可とします。
- ・ 補助金交付候補者は、本申請の提出書類などを外部有識者等から構成される審査会で審査して決定します。
- ・ 補助金交付候補者は、補助金交付申請書を県産品振興戦略課に提出し、補助金の交付決定を受ける必要があります。なお、補助金交付決定通知書に記載された交付決定日以降でなければ事業開始はできません。

### 事業開始までの流れ



※ 上記スケジュールは、申請書類に不備がない場合の想定スケジュールとなるため、不備等により申請書類等に修正が必要な場合には、さらに時間を要する場合があります。

## I 事業の目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）の地元商店街等の小売店、飲食店及びサービス業を営む事業者等の振興を図っていくためには、域外からの誘客を通じて、交流人口を拡大させ、来訪者による 12 市町村内での物やサービスの消費に繋げることが重要です。

また、12 市町村では移住促進も重要な政策課題となっていますが、移住には、その地を知り、訪れ、関わりを持つ、といった段階を踏むことが言われています。このため、将来、12 市町村への移住に繋がる裾野を広げる観点からも、この地を訪れる人口、つまり交流人口の拡大は重要です。

12 市町村への交流人口拡大には、周辺地域であるいわき市、相馬市及び新地町（以下「3 市町」という。）の来訪者に、12 市町村にも来てもらう視点が重要です。このため、12 市町村への交流人口拡大には、3 市町との連携も重要です。

これらも背景に、2021 年 12 月から、福島県及び国（経済産業省）が共同事務局となり、15 市町村、関係機関、関係省庁の参画を得て、「福島浜通り地域等 15 市町村交流人口拡大アクションプラン」（以下「アクションプラン」とします。）の検討を開始し、交流人口拡大に向けた課題と対応策を整理し、アクションプランをとりまとめました。

アクションプランの検討の中で、交流人口拡大に向けた様々な課題が見えてきています。その一つとして、12 市町村への交流人口拡大には、各市町村に共通する広域の課題があります。来訪に繋がる競争力あるコンテンツ、中でも市町村を跨がるような広域のコンテンツが不足しており、こうしたコンテンツを生み出す体制も十分とは言えません。

合わせて、交流人口拡大に繋がる情報発信も、十分とは言えない状況です。12 市町村の取組を紹介する様々な情報媒体は存在するものの、発信力や訴求力の点で課題があります。また、12 市町村を訪問するきっかけとして機能しているかどうかにも、課題があります。

加えて、12 市町村内で交流人口拡大に繋がる事業に取り組む担い手が不足していることも、各市町村に共通する広域の課題です。最近では、地域おこし協力隊や、民間企業、民間団体による取組も徐々に増えてきていますが、未だ十分とは言えません。

以上を踏まえ、本事業では、15 市町村内において広域に存在する上記の課題に対応し、以下の 3 事業（これらを合わせて「広域マーケティング事業」とします。）への補助支援を行い、12 市町村の交流人口拡大を実現します。

- (1) 15 市町村内の広域に跨るコンテンツの開発事業
- (2) 15 市町村内のコンテンツの一元的な情報発信事業
- (3) 事業の担い手を域内外から呼び込む場の運営事業

## II 応募の要件

### 1 補助対象事業

12 市町村の交流人口の拡大に向けて、以下（1）～（3）を一体的に取り組む事業（広域マーケティング事業）を対象とします。

- (1) 15 市町村内の広域に跨るコンテンツ開発事業（対象事業 I）
  - ① 複数の市町村に共通する地域資源を活用した人の来訪を促すコンテンツの企画・磨き上げ・運営事業

- ※ 「酒・グルメ（食）」、「スポーツ（サイクル）」、「山・自然」、「海・自然」、「歴史・文化」、「芸術」（以下「6テーマ」とします。）の地域資源のいずれか又は複数を活用するものであること。なお、これらに加えて、複数の市町村に共通する他の地域資源を活用するものも対象とします。
- ※ コンテンツとは、イベントやツアー、体験プログラム、旅行商品、ワークショップなどの人の呼び込みに繋がるサービスや、当該サービスと密接に関連する施設、設備、産品を言います。
- ※ コンテンツの企画にあたっては、15市町村及び管内の事業者と連携して取り組む事業であること。
- ※ 福島県や関係市町村、経済産業省（以下「福島県等」という）と連携し、交流人口アクションプランの検討内容を踏まえた計画であること。
- ※ 福島県で実施する浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業における「誘客コンテンツ開発事業」や「来訪者向け電子決済ポイント還元キャンペーン」と連携した事業内容であること。

(2) 15市町村のコンテンツの一元的な情報発信事業（対象事業Ⅱ）

① 15市町村内にある人の来訪に繋がるコンテンツに関する情報を発信する事業

- ※ ポータルサイトの構築やデジタルメディアとの連携などを通じて、効果的にデジタルプロモーションを行うものであること。
- ※ 12市町村への人の呼び込みを目的とする情報発信であること。
- ※ 情報発信にあたって、発信内容や発信方法を専門家と連携して磨き上げること。
- ※ ECサイトの併設等により、地元産品の販売等を行い、収益化に取り組むものであることが望ましい。

(3) 事業の担い手を域内外から呼び込む場の運営事業（対象事業Ⅲ）

① 12市町村への交流人口拡大に繋がる事業の担い手となり得る、域内外の人、団体又は企業にとって、12市町村内で当該事業に取り組むきっかけとなることを目的とした交流の場の運営事業

- ※ オンラインで行うか対面で行うかは問いません。

(その他の留意事項)

- ※ 15市町村のうち、全て又は複数の市町村に関する事業であることを前提とします。

## 2 補助対象者

以下のアからオのすべてを満たす民間事業者（小規模企業者及び中小企業者、大企業）、一般社団法人、特定非営利活動法人（複数事業者が連携する場合を含む）その他法人格を有する団体等とします。

ア 本事業の目的を十分に理解し、自主的かつ組織的な活動により事業を完遂できること。

イ 補助対象とする情報発信ツールについて、将来的に収益確保等による自立が見込まれる事業とすること。

ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

エ 暴力団又は暴力団員の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者が経営、運営に協力していないこと、並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。

※ 15市町村内に本店又は本社がない場合には、事業の実施に当たり15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等との連携等を必須とします。

### 3 補助対象事業の実施期間

交付決定日から最長で1年間とします。

※ 補助対象期間は、年度を跨いで適用します。（例.令和4年9月1日に交付決定した場合、令和5年8月31日までが、補助対象期間の1年間となります。）

※補助対象事業は、4年間継続して補助金の交付を受けることが可能ですが、審査会において、1年ごとに補助対象事業の採択を受ける必要があります。なお、補助対象事業の採択は年単位で行うため、初回の採択が2年目以降の事業継続を確約するものではありません。

### 4 補助対象事業の主たる実施場所

補助対象事業の主たる実施場所の指定はありませんが、15市町村の現地調査を円滑に行うことができる体制を構築してください。

### 5 採択予定件数

1件を採択することとします。

### 6 補助上限額

1申請当たり年間1.1億円

※ II-3の補助対象期間に基づいた1年間の補助上限額とします。

※ 原則、1事業者当たり1申請とし、1事業者当たりの補助上限額は年間1.1億円とします。

※ 複数の事業者により共同申請する場合においても、1申請当たりの補助上限額は、年間1.1億円とします。

### 7 補助率

以下の適用となります。

1・2年目：9／10以内、3・4年目：3／4以内

### 8 補助金の支払時期

補助金の支払いは、精算払となります。ただし、必要があると認められるときは、概算払も可能となります。

## 9 補助金額の確定

補助金額の確定については、年度単位で行うこととし、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに提出していただく実績報告の審査を行い、補助金額の確定を行います。

なお、補助対象事業の採択は年単位で行いますが、補助金の交付決定は年度単位で行うため、補助対象事業の実施期間が、年度をまたぐ場合には、年度単位での実績報告が必要となります。

また、補助事業者は、本事業専用の銀行口座を設定し、補助金の受取、費用の支出を行うこととします。理由なく専用口座を使わずに事業実施をした場合、補助金の支払いができない場合もありますのでご注意ください。また、代表、経理責任者を設け、確実に経理処理を実行できる体制を整えるものとします。

加えて、支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 10 補助対象経費の取扱い

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。

また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注（委託）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りします。

	内訳
1 人件費	補助対象事業に従事する者の作業時間に対する経費。
2 事業費	
①謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に招聘した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究謝金等に対する謝金等）。
②旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に掛かる経費。
③通信運搬費	切手代、メール便、宅配便、国際郵便など輸送にかかる経費。
④外注費	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費。
⑤雑役務費	事業を行うために必要な手数料、保険料経費。
⑥備品費	補助対象事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）を購入した経費。
⑦広報費	動画・WEB広告等の掲載するための費用、その他広報業務を行うにあたり必要となる経費。
⑧借料・損料	補助対象事業の実施に必要な機器・設備等のレンタル・リースする経費。
⑨使用料	会場等の使用する経費。

3 委託費	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。
-------	--

※ 上記の「内訳」は、補助対象事業の参考となる経費を記載していますので、申請に当たり疑義がある場合には、事務局まで問合せ願います。

## (2) 補助対象外とする経費

- ア 本事業の目的と合致しないもの
- イ 必要な経理書類を準備できないもの
- ウ 交付決定前に発注、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- エ 自社内部の取引によるもの
- オ 共同申請における申請者間の取引によるもの
- カ 各種行政手続き費用及び収入印紙（収入証紙）
- キ 商品券等の金券
- ク 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ケ 振込手数料
- コ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- サ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## (3) 補助対象経費の支払方法

原則、金融機関の口座振込により支払いを行ってください（小切手・手形による支払いは不可）。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引10万円超（税抜き）の支払は、現金支払い不可です。

## (4) 選定に伴う見積書の取得

当補助金における発注先（委託先）の選定に当たって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得してください。（見積書は補助事業者と資本関係のない事業者から取得してください。）また、見積額が50万円以上の場合については原則として2社以上から見積りを取ることが必要です（同じ条件・仕様の見積書）。ただし、発注（委託）内容の性質上2社以上から見積りを取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約とする理由書が必要となります。見積書は、申請時点で有効期限内のものとしてください。

また、発注後の納期（「発注後～ヶ月で納品」等）が示された見積書を提出してください。

「一式」として記載された見積書の場合、内訳がわかる書類（内訳明細書等）も添付してください。

## (5) 国の他の助成制度との重複助成

申請した補助対象事業について、国が助成する他の制度（広域マーケティング事業補助金以外で国の財源を活用した自治体等の助成制度等を含む）と重複して助成等を受けることは認められませんのでご注意ください。

## (6) 消費税の取扱い

補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。

### Ⅲ 応募の手続き

#### 1 募集期間

令和4年8月19日（金）～令和4年9月9日（金）午後5時必着

#### 2 申請

##### (1) 提出書類

###### 【申請者共通】

①（様式1）広域マーケティング事業補助金 申請事業者提案書

※外注や委託を行う場合には、見積書の写しを添付してください。

②事業概要書（任意様式）

※ 事業概要書は、様式1の提案書の項目ごとに詳細をまとめたものとします。様式1で各記載項目が不足なく盛り込まれていれば、事業概要書の提出は求めません。

③暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

④役員一覧

⑤定款の写し

⑥法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑦直近3年の事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益決算書）

⑧現在の事業年度の事業計画が分かる書類

- ・会社パンフレット（会社の概要が分かる資料）
- ・事業者等の事業実施体制が分かる書類

⑨支出計画（積算）

⑩賃上げの実施表明書類（覚書、社内通達等）

※賃上げを行う企業に対して加点処理を実施します（提出は該当企業のみ。詳細については、4（3）審査基準を参照。）。

##### (2) 提出方法

申請書はメールでの提出といたします。ただし、困難な理由等があれば、書類での郵送も可とします。

ア 電子メールによる場合（電子メールアドレス）

[trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp](mailto:trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp)

イ 郵送の場合（住所）

〒960-8670 福島県杉妻町2番16号

福島県 観光交流局 県産品振興戦略課

##### (3) 審査基準

①申請書類に不備がないこと。

②事業効果や成果が適切に設定されていること。

- ・12市町村における交流人口・消費の拡大に資する取組か。
- ・浜通り地域等の他事業者への波及効果はあるか。
- ・浜通り地域等における広域的な事業効果や成果に繋がるものか。



- ・達成する目標が明確であるか。この際、定量的な指標であり、短期（1年以内）と中期（事業最終年度まで）に分けて明確になっていることが望ましい。
- ③効果的な実施方法であること。
- ・取組の実現可能なものになっているか。
  - ・提出書類及び帳票類の整理が適切に行われる体制になっているか。
  - ・マーケティングや広報等においてデジタル技術を効果的に活用するものか。
  - ・専門的知見に基づき取組を具体化するものであるか。
  - ・福島県や12市町村ならではの要素を踏まえて取組を具体化するものであるか。
- ④適切な実施体制（主体性・専門性・財務管理）であること。
- ・申請者の主体性・自立性はあるか。
  - ・外部専門家や域内外の事業者・団体、地元自治体との連携を想定しているか。
  - ・財務状況等は、適切な補助事業遂行に支障がないか。
  - ・事業実施に必要な自己資金・資金調達を示しているか。
- ⑤スケジュールが現実的かつ効率的、効果的であること。
- ⑥必要な経費を適切に計上・積算していること。
- ⑦補助事業終了後の自立に向けた見通しがあること。
- ⑧賃上げの実施表明（該当企業のみが対象）をしているか。（加点項目）
- ・以下のどちらかを公募事業者が満たすこと。
    - (1) 令和4年4月以降の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を〔大企業：3％・中小企業：1.5％〕以上増加させる旨を従業員に表明していること。
    - (2) 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を〔大企業：3％・中小企業：1.5％〕以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※中小企業等においては、「給与総額とする。」
- ※中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※実施表明を行ったにも関わらず賃上げ基準に達していない場合（次年度の公募時に「法人事業概要説明書」等の提出が必要）次年度の審査において減点対象となる場合があります。
- ※なお、賃上げの実施表明をされている申請事業者への加点項目であり、必須要件ではありません。事業審査への影響や申請を妨げるものではありません。

## 4 審査・採択

### (1) 審査方法

審査は、外部有識者等による審査会において、書面による審査を行います。提出書類の受理順に、審査を行うこととし、必要に応じてヒアリングを行います。

## (2) 審査期間

採択事業の審査結果の通知については、申請書を事務局で受理後1か月程度かかる見込みです。ただし、申請の提案内容についてヒアリングが必要な場合や提出書類の不備や補正等が生じる場合には、さらに時間を要する場合がありますので、御理解の上申請願います。

## (3) 審査結果

採択された申請者については、福島県HPで公表するとともに、申請者全員に対して、採択又は不採択の結果を通知します。採択の場合であっても、条件付きの採択となる場合があります。

なお、条件付き採択の場合には、審査会から付された意見に基づき提案書を修正等していただき、審査会において承認を受ける必要があります。

また、審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

## IV 補助金交付申請

採択された事業者は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱に基づき、県産品振興戦略課に補助金交付申請書を提出していただきます。それを受けて交付決定となった時点（交付決定通知書に記載の交付決定日）から、補助事業が開始となります。

※ 採択された事業者については、令和4年度の実施期間分の補助金交付申請を行っていただくこととなります（補助金の交付申請・実績報告は年度単位で必要）。

また、

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 事業者は、国もしくは県より、進捗状況等の報告を求めた場合は速やかに報告しなければなりません。報告が滞った場合や事務局からの求めに対応せず、今後の事業実施が危ぶまれる場合には、事業中止・廃止の対応をとる場合もあります。
- (4) 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

## V その他

申請や実施については、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱等を熟読して対応してください。

申請内容に虚偽があることが判明した場合には、補助金適正化法違反に問われることとなり、補助金の全額返還を求めることとなります。

事業内容を変更する場合、あらかじめ変更承認申請を県に対して行い、承認を得る必要があります。

応募書類の必要事項が記載されていない、必要な添付書類がないといった場合には不採択となることがありますので、ご注意ください。

概算払額は、「補助対象経費全体額×補助率×0.9」を上限額とします。

事業実施中や完了後に、国や県による書類・現地検査が入る場合があります。ご協力をお願いします。